



市章

志摩市の「S」をモチーフに、志摩市の地形と「自然の環、地域の輪、人の和で創る志摩の国」をイメージし、躍動する曲線で「志摩市」の飛躍する姿を表現しています。

3つの円は、「自然の環、地域の輪、人の和」を表し、緑には、新鮮さや成長という意味が含まれ、「自然に恵まれた豊かな暮らし」を象徴しています。

(平成17年2月10日制定)

志摩市総合計画 後期基本計画

平成23年3月

発行：志摩市

編集：志摩市企画部企画政策課

〒517-0592 志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22

TEL.0599-44-0205 FAX.0599-44-5252

志摩市総合計画
〔後期基本計画〕

志摩市総合計画

後期基本計画

平成23年3月
志摩市

平成23年3月

志摩市

志摩市総合計画

後期基本計画

平成 23 年 3 月

志摩市

「志摩市再起動」に向けて…

本市では平成18年3月に第1次志摩市総合計画を策定し、『住んでよし、訪れてよしの志摩市』を基本理念とし、市民と行政が共有する6つの「志（こころざし）＝おもい」をまちづくりの基本目標に掲げ、さまざまな施策を実施してまいりました。



前期基本計画の5年が終了した今、改めて現状を見つめ直してみますと、本市を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。このような状況を改善していくためには、限られた財源を有効に活用し、必要な分野に対して思い切った政策展開を行い、「志摩市再起動」に取り組んでいく必要があります。

私は、今後5年間の市政運営の指針となるこの後期基本計画では、さまざまな課題のあるなか、とりわけ私たちを取り巻く素晴らしい自然がもたらす多くの恵みを活用した、「稼げる（産業里海）」、「学べる（教育里海）」、「遊べる（観光里海）」をキーワードとした『新しい里海の創生』を重点プロジェクトとして位置づけ、元気な志摩市を取り戻し、市民の皆様が豊かな生活を送れるように全力で取り組んでいきたいと考えております。

そのためには、行政運営の効率化を図るための行財政改革をこれまで以上に進め、同時に創意工夫による市民が主体となるまちづくりを応援し、さらに市民と行政の連携・協力による新たなまちづくり活動の展開を進めてまいります。

志摩市が誕生し、はや6年が経過いたしました。それぞれの地域の特色をいかしながら、相乗効果を生み出す努力を続け、我がまち志摩市のさらなる発展のために取り組んでまいりますので、市民の皆様のなお一層のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました総合計画審議会委員、ワークショップ委員の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成23年3月

志摩市長 **大口 秀和**

【目 次】

序 論	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の構成と期間	3
3 後期基本計画策定に係る基本的な考え方	4
(1) 総合計画後期基本計画の位置づけ	4
(2) “経営戦略書”として総合計画に求められる「地域経営」の視点	4
(3) まちづくり基本条例に基づく「まちづくりのしくみ」の視点	4
(4) 前期計画の検証・課題を踏まえた後期基本計画策定の視点	4
(5) 『志摩市再起動』のための重点施策への配慮	4
4 市民対象アンケート調査結果にみる施策の進捗状況	5
(1) 調査概要	5
(2) 志摩市の主な施策の満足度・必要度	6
5 中学生対象アンケート調査結果にみるこれからのまちの姿	8
(1) 調査概要	8
(2) 志摩市への愛着や定住意向	9
(3) まちの将来イメージ	10
基本構想	11
1 まちづくりの基本理念	12
2 めざす志摩市のすがた	13
3 まちづくりの政策	16
後期基本計画	29
今後、本市が重点的に取り組んでいくこと 「新しい里海創生によるまちづくり」	30
協働によるまちづくりの基本的な考え方 「市民とともに進めるまちづくり」	32
基本計画 計画書の見方	34
第1章 環境の志	35
1-1 自然環境の保全	36
(1) 自然保護・再生の推進	36
(2) 景観保全の推進	39
(3) 公園・緑地の整備	41
1-2 環境共生型社会の構築	43
(1) ごみ処理、リサイクルの推進	43
(2) 環境保全対策の推進	46
(3) 上・下水道の整備	48

(4) し尿処理の推進	52
(5) 斎場・火葬場の整備	53
第2章 生活・安全の志	55
2-1 災害・火災対策の推進	56
(1) 消防・防災対策の推進	56
(2) 河川・海岸・砂防の整備	63
2-2 生活安全対策の推進	65
(1) 交通安全・防犯の推進	65
(2) 消費者保護の推進	69
2-3 居住環境の整備	70
(1) 計画的な土地利用、まちづくりの推進	70
(2) 良質な住宅の整備	72
2-4 交通体系の整備	74
(1) 道路網の整備・充実	74
(2) 公共交通体系の充実	78
(3) 港湾機能の強化	81
2-5 離島地域の振興	82
(1) 離島地域の振興	82
第3章 地域経済の志	85
3-1 農林水産業の振興	86
(1) 水産業の振興	86
(2) 農林業の振興	90
3-2 商工業の振興	94
(1) 雇用の促進、新規産業の育成	94
(2) 商工業の振興	96
3-3 観光空間づくりの展開	98
(1) 観光の振興	98
(2) 観光拠点の整備	103
3-4 志摩ブランドの構築	105
(1) 志摩ブランドの育成・振興	105
第4章 健康・福祉の志	109
4-1 健康づくりの推進	110
(1) 健康づくりの推進	110

4-2	医療体制の充実	114
(1)	地域医療・救急医療体制の充実	114
4-3	福祉の充実	117
(1)	地域福祉の充実	117
(2)	高齢者福祉の充実	120
(3)	障がい者（児）福祉の充実	125
(4)	社会保障の充実	128
4-4	子育て支援の充実	132
(1)	児童福祉の充実	132
4-5	人権の尊重	136
(1)	人権施策の推進	136
(2)	人権啓発の推進	137
(3)	人権教育の推進	139
4-6	男女共同参画社会の実現	141
(1)	男女共同参画の推進	141
第5章	教育・文化の志	145
5-1	生涯学習・スポーツの推進	146
(1)	生涯学習の推進	146
(2)	生涯スポーツの振興	151
(3)	青少年健全育成の推進	154
5-2	学校教育の推進	156
(1)	学校教育の推進	156
5-3	伝統・文化の振興	162
(1)	伝統文化の保存・活用	162
(2)	地域文化の振興	167
5-4	交流の促進	169
(1)	地域間交流の展開	169
(2)	国際交流の展開	171
第6章	まちづくりの志	173
6-1	行政サービスの向上	174
(1)	行政改革の推進	174
(2)	行政サービスの向上	176
(3)	財政の健全化	180
(4)	広域行政の展開	184
6-2	情報化の推進	185
(1)	情報化の推進	185

6-3 市民に開かれたまちづくり	187
(1) 行政情報の提供	187
(2) まちづくりへの市民参画	190
(3) 市民活動の活性化支援	192
6-4 住民自治基盤の強化	194
(1) 住民自治基盤の強化	194
参考資料編	197
1 策定資料	198
(1) 諮問書	198
(2) 答申書	199
(3) 策定体制	200
(4) 策定経過	203
2 基礎資料	204
(1) 志摩市の現状	204
(2) 人口の見通し	207
3 用語解説	209

序 論



1 計画策定の趣旨

志摩市では、平成 18 年 3 月に、以降 10 年間のまちづくりに関する基本的な方針を定めた市政運営の最上位計画である志摩市総合計画を策定しました。この計画では、「住んでよし、訪れてよしの志摩市」をまちづくりの基本理念とし、市民が安全・安心に生活することはもとより、訪れた人にも住んでみたいと思わせるまちづくりを実現することをめざしています。

前期基本計画の計画期間の終了を迎える今、本市を取り巻く状況は計画策定当初とは大きく変わってきています。主要産業の低迷や少子高齢化の進行、人口減少等により、まちの活力が低下する状況がつづいており、この状況を打破するためには、厳しい財政状況のなかでも限られた財源を有効に活用し、簡素で効率的な行政運営、選択と集中による思い切った政策判断が求められています。

後期基本計画の策定にあたっては、前期基本計画の進捗状況や新たな課題を的確に把握・整理し、本市の置かれている現状を十分認識することが重要となります。

また、地方分権が進展するなか、志摩市まちづくり基本条例を遵守し、自己決定・自己責任を基本とした市民自治活動を促進し、市民が主体となるまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、まちの活性化を図るためには「志摩」ならではの地域資源を有効に活用し、「市民が稼いで幸せになれるまちづくり」をめざし、積極的な政策を計画・展開していくことも大切になってきます。

こうしたさまざまな課題を踏まえ、改めて基本構想に示されたまちづくりの基本理念の実現に向けて必要な施策を体系的に示し、後期基本計画として策定しました。

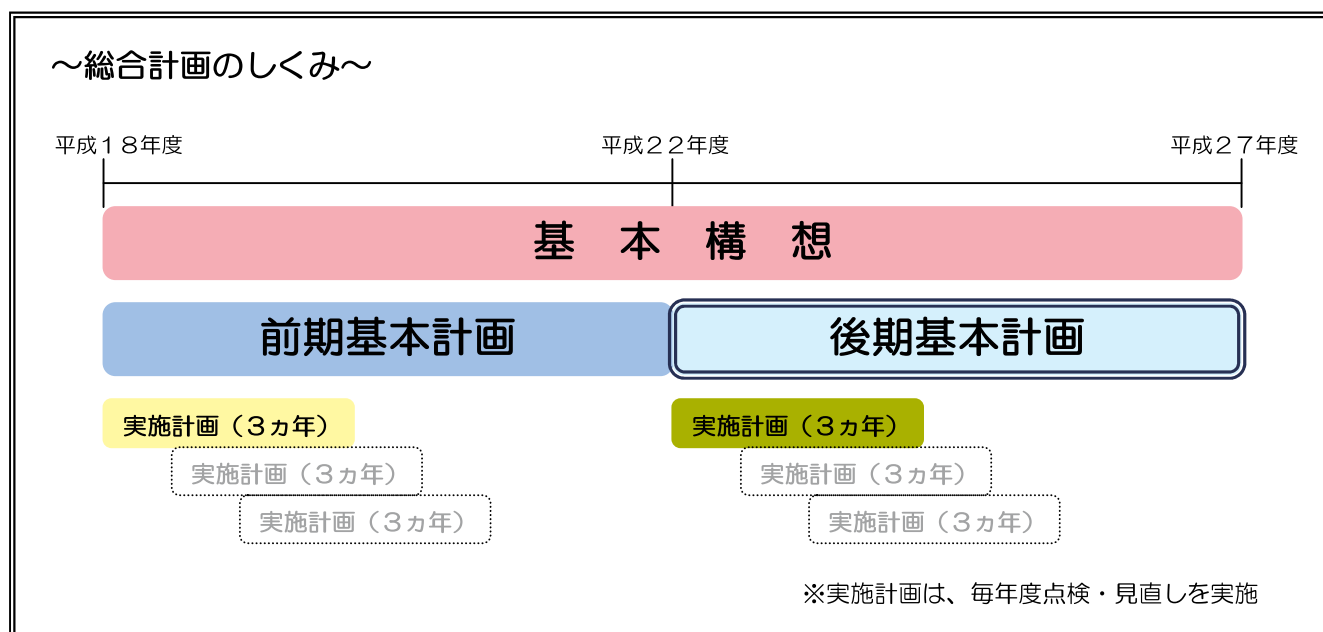
2 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」および「実施計画」の3つから構成されています。

「基本構想」…まちづくりの根本に置くべき「まちづくりの基本理念」を示し、それを基に「めざす志摩市のすがた」とそれを実現するための「まちづくりの政策」を示すものです。計画期間は、平成 18（2006）年度から 10 年間とし、目標年度を平成 27（2015）年度とします。

「基本計画」…基本構想で示した目標に向けて進める施策を体系的に定め、後年度の評価の指標となる目標数値を示すものです。基本構想期間を前・後期に分け、前期基本計画の計画期間は平成 18（2006）年度から 5 年間とし、目標年度を平成 22（2010）年度としました。また、今回策定する後期基本計画は、計画期間を平成 23（2011）年度から 5 年間とし、目標年度を平成 27（2015）年度としています。

「実施計画」…基本計画に示した施策を進めるため、具体的事業の内容、事業費および実施年度を明らかにし、財政計画との整合を図るものです。計画期間は 3 年間で毎年度点検・見直しを行います。



3 後期基本計画策定に係る基本的な考え方

(1) 総合計画後期基本計画の位置づけ

- ・「持続可能なまちづくり」をめざすための“志摩市の経営戦略書”と位置づけます。
- ・多様な主体間の協働と実質的な市民参画を通じた将来を見据えた戦略的なまちづくりの展開を考えていきます。

(2) “経営戦略書”として総合計画に求められる「地域経営」の視点

- ・市の現状とめざす将来像とのギャップが地域の課題であり、将来に向けて地域資源の活用・創造に取り組んでいくことが、経営戦略書としての「総合計画」の役割であると考えます。

(3) まちづくり基本条例に基づく「まちづくりのしくみ」の視点

- ・自己決定・自己責任を基本とした市民自治活動を促進し、市民が主体となるまちづくりを進めていくため、市民、自治会、ボランティア団体、NPOや行政などがお互いの役割や責任を理解し合い、自助・共助・公助の連携によるまちづくりが実践できるしくみを考えていきます。

(4) 前期計画の検証・課題を踏まえた後期基本計画策定の視点

- ・施策の優先性・重要度を重視し、時代の潮流に合わせて柔軟に対応できる計画づくりを進めます。
- ・将来像やまちづくりの目標達成に向けて、できる限り数値目標を設定し、成果・実効性を重視した計画づくりを進めます。
- ・市民・地域とともにまちづくりに取り組んでいくため、市民参画・協働による計画づくりを進めます。
- ・市民にわかりやすく行政職員が活用しやすい計画づくりを進めます。

(5) 『志摩市再起動』のための重点施策への配慮

- ・基本構想には「6つの志」としてまちづくりの基本目標を掲げていますが、志摩市再起動のための施策、すなわち、農林水産・商工・観光の振興、財政健全化、子育て支援・子育て環境の充実、質の高い防災の実現、保健・福祉・医療の充実、老後安心・介護の充実、青少年の健全育成については、その実現に向けて十分配慮し、後期基本計画の策定を進めます。

4 市民対象アンケート調査結果にみる施策の進捗状況

(1) 調査概要

■20 歳以上の市民対象調査

【調査の目的】

新たなまちづくりの指針となる「志摩市総合計画後期基本計画」を策定するにあたり、市の行政施策の各分野における市民意識の現状把握を行うとともに、今後の行政運営に活用するため、アンケート調査を実施しました。

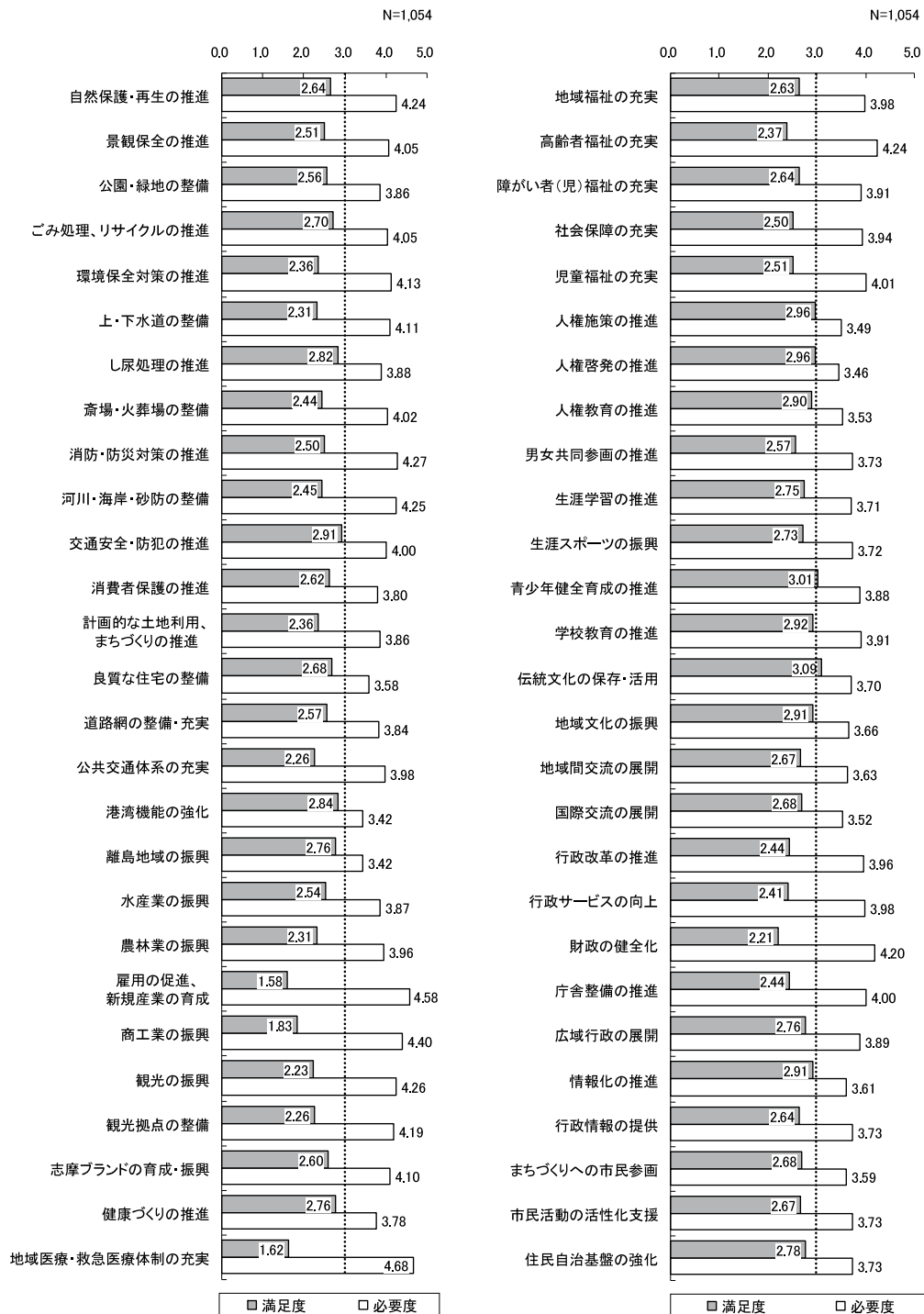
【調査の概要】

調査区域	： 志摩市全域
調査対象	： 20 歳以上の市民から 3,000 人を無作為抽出
調査時期	： 平成 21 年 8 月 27 日～9 月 9 日
配 布 数	： 2,985 票
回 収 数	： 1,054 票
回 収 率	： 35.3%

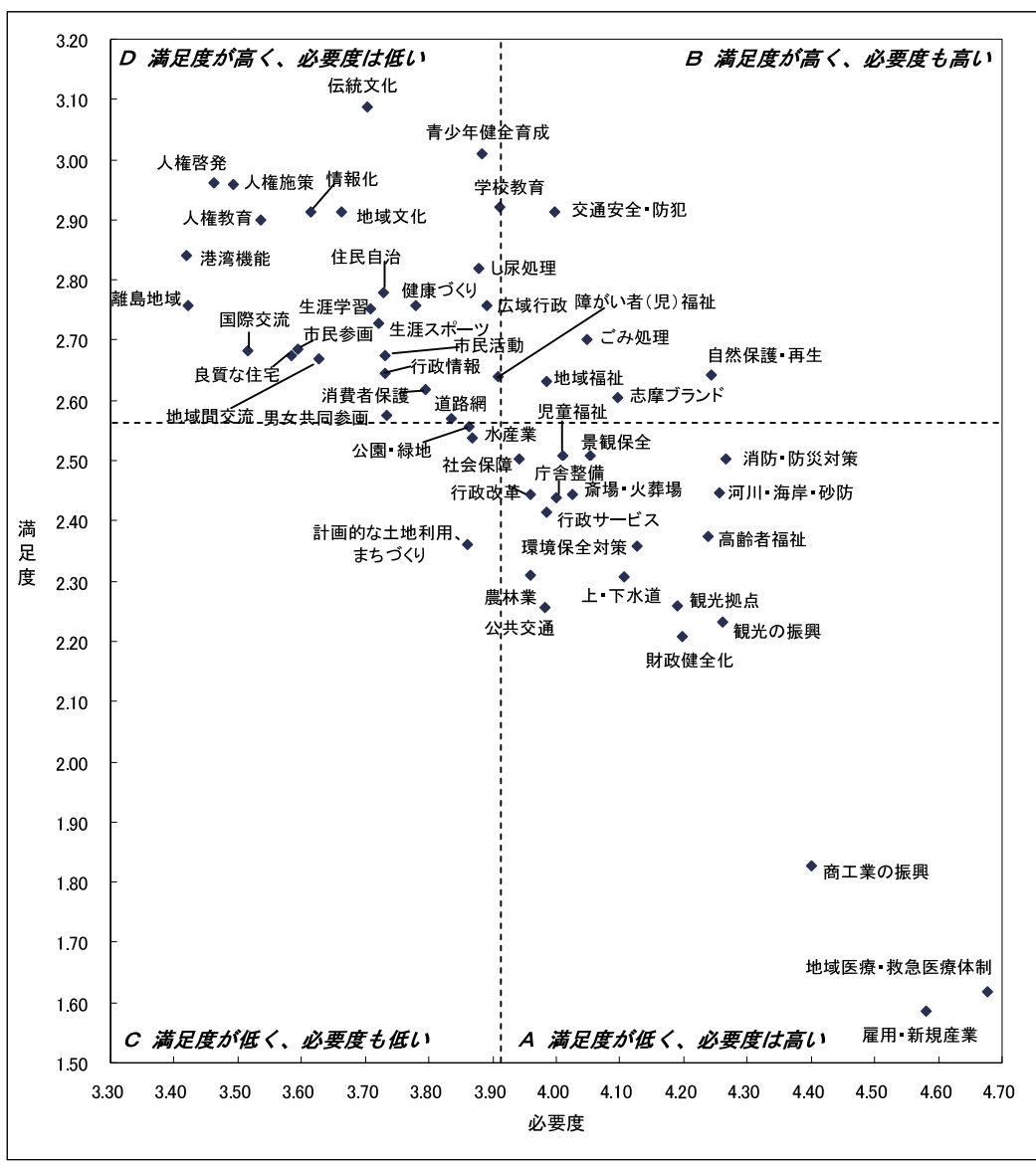
(2) 志摩市の主な施策の満足度・必要度

■産業や医療、行財政運営などへの重要性が高くなっています。

満足度と必要度を比べると、全体的に必要な度が高くなっています。特に、満足度が低く、必要度の高い施策は、「地域医療・救急医療体制の充実」「雇用の促進、新規産業の育成」「商工業の振興」「観光の振興」「財政の健全化」などが挙げられます。



■満足度と必要度の相対比較（平均点集中部分）



全体をみると、項目は満足度では 2.20 から 3.10、必要度では 3.40 から 4.30 の範囲に集中しています。人権分野をはじめ、「伝統文化」「青少年健全育成」などで比較的満足度が高くなっています。また、「地域福祉」「自然保護・再生」「志摩ブランド」など、今後も継続して施策を進めていくことが求められています。

領域	説 明
A	必要度が高いにもかかわらず、満足度が低いため、優先して取り組むことが求められる項目
B	満足度が高く、必要度も高いため、継続して取り組む必要がある項目
C	満足度は低く、必要度も低いため、他の項目の優先順位を勘案しながら、満足度を向上させていくべき項目
D	満足度は高く、必要度が低いため、今後場合によっては満足度の低い他の項目へ優先順位をシフトしていくことを検討する必要がある項目

5 中学生対象アンケート調査結果にみるこれからのまちの姿

(1) 調査概要

■中学生対象調査

【調査の目的】

市内の中学生を対象に、志摩市の現状をどのように考え、また、将来どのようなまちになってほしいか、率直な意見をいただき、今後のまちづくりの参考にしたいと考え、アンケート調査を実施しました。

【調査対象等】

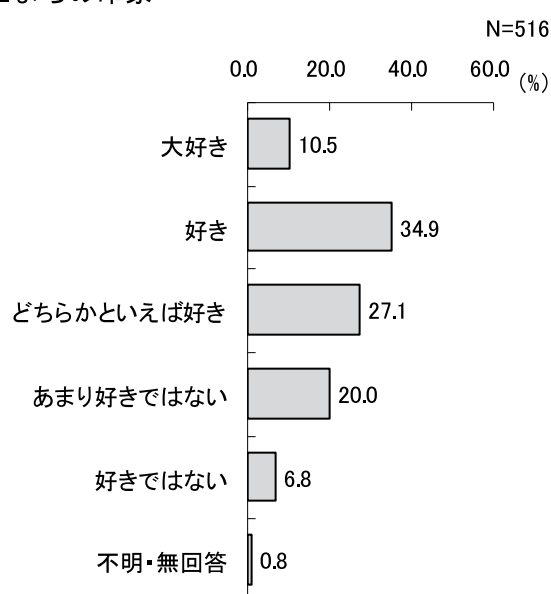
調査対象 : 志摩市内中学2年生 531 名
調査時期 : 平成 21 年9月 17 日～10 月2日
配布数 : 531 票
回収数 : 516 票
回収率 : 97.2%

(2) 志摩市への愛着や定住意向

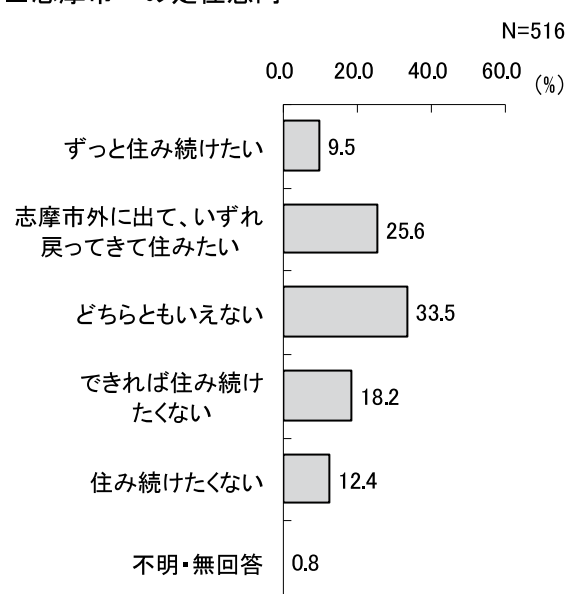
■ 7割以上が志摩市を好きであり、また3割以上が住み続けたいと考えています。

まちの印象については、「大好き」「好き」「どちらかといえば好き」を合わせて、7割以上の中学生が志摩市を『好き』と回答しています。志摩市への定住意向では、「ずっと住み続けたい」が9.5%、「志摩市外に出て、いずれ戻ってきて住みたい」が25.6%と、合わせて3割以上の回答がみられます。住み続けたい理由としては、「生まれ育ったまちだから」「安心して暮らせるまちだから」「友人や地域の人々と親しくしているから」が高くなっています。

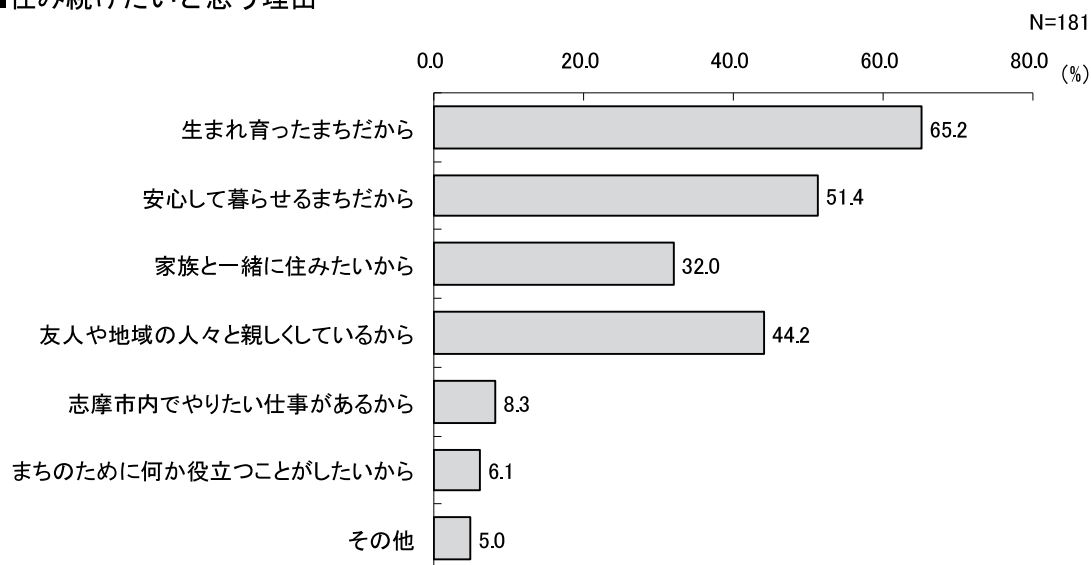
■ まちの印象



■ 志摩市への定住意向



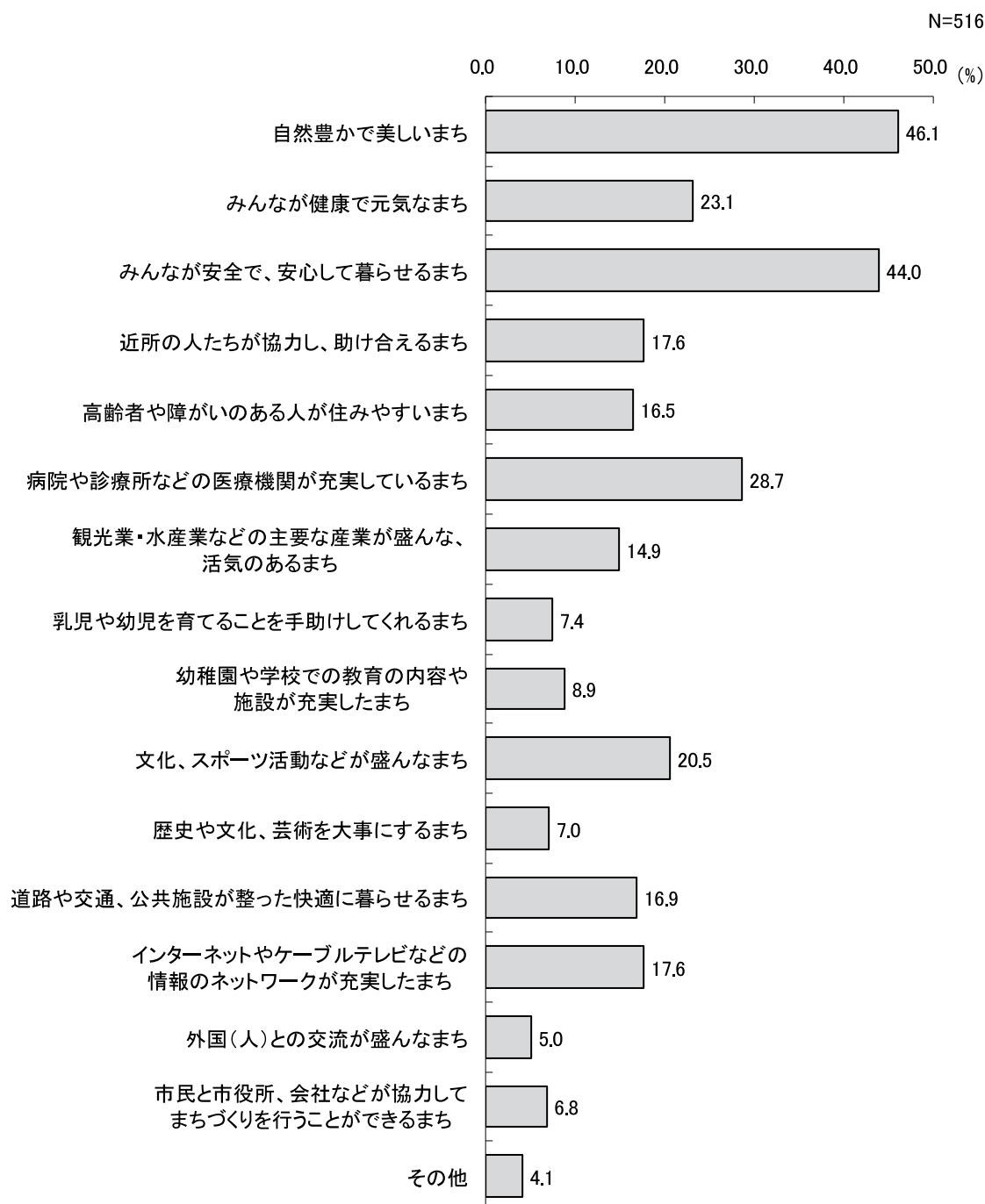
■ 住み続けたいと思う理由



(3) まちの将来イメージ

■自然が豊かなまちで、だれもが安全・安心に暮らせることが求められています。

まちの将来イメージとして、「自然豊かで美しいまち」「みんなが安全で、安心して暮らせるまち」「病院や診療所などの医療機関が充実しているまち」など、海や山などの自然が多い志摩市の特色をいかした美しいまちや、だれもが健康で、安全・安心に暮らせるまちが求められています。



基本構想



1 まちづくりの基本理念

志摩市は、三重県の東南部に位置し、全域が伊勢志摩国立公園に含まれ、美しい自然に囲まれています。古くは、豊かな海の幸を都に献上した「御食つ国（みけつくに）」として知られ、今も、恵まれた気候や地の利をいかした水産業や農業、観光業が営まれています。

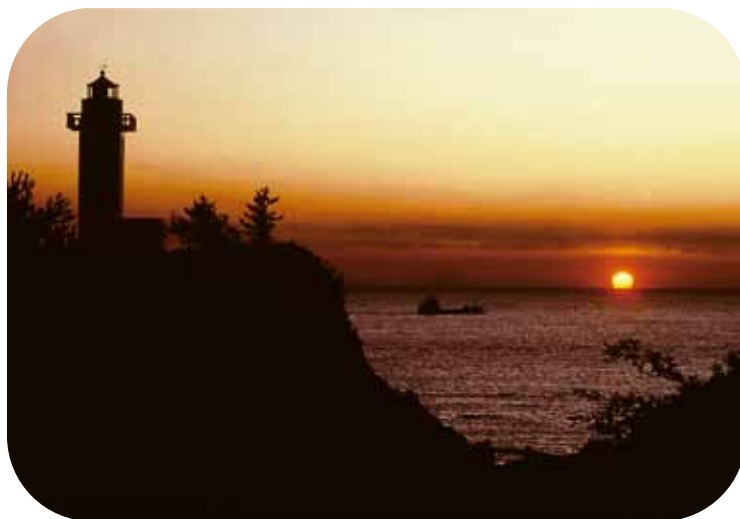
志摩市のまちづくりにおいては、美しい自然を守り、その大切さを後世に伝えながら、自然環境に負荷がかからない生活を持続します。そして、自然の持つサイクルを水産業や農業、観光業などにいかし、自然と共生するまちをめざします。一方、自然災害にも的確に対応できるよう、危機管理体制を整えます。

この地域は、志摩市の合併以前から生活圏をともにし、日常的な交流が盛んでした。各地区には特徴ある祭りや伝統芸能が受け継がれ、先人からの歴史・文化が今も息づいています。

これからも、これらの歴史・文化を未来へと継承しながら、市民が情報を共有しやすく、互いに行き来しやすい環境を整え、地域間、市民どうしの輪を広げ、志摩市としての一体感を高めます。

さらに、志摩市民が持っているやさしさと粘り強さをいかし、協働のもとで、だれもが安心して暮らせる「人にやさしいまちづくり」を進めます。また、志摩市を訪れる人にも「心のもてなし」を実感していただくことにより、なごみの空間として、さらにたくさんの人びとをいざないます。

この計画では、『住んでよし、訪れてよしの志摩市』を基本理念とし、市民と行政が共有する6つの「志（こころざし）＝おもい」を掲げ、協働のもと、その実現をめざします。



2 めざす志摩市のすがた

1. まちづくりの基本目標

志摩市がめざす将来のまちのすがたとして、次の6つの基本目標を掲げます。

目標（１） 環境の志——自然とともに生きる

きれいな水や里山の緑といった豊かな自然や、リアス式海岸に象徴される美しい景観は、志摩市の「たからもの」です。

このため、身近な自然や地球環境への負荷の低減を図り、自然のなかで調和の取れた暮らしが将来にわたって続けられるまちをめざします。

目標（２） 生活・安全の志——安全を保ち、快適に暮らす

住みよい志摩市に向けて、地震・津波や台風など、大規模な自然災害への的確な対応はもとより、交通事故や犯罪のない地域社会をつくることが望めます。

このため、自然災害に強く、日常生活における安全・安心な暮らしが確保されるまちをめざします。また、交通環境や居住環境が整った、便利で快適に生活できるまちをめざします。

目標（３） 地域経済の志——まちを潤す

志摩市の地域経済を支えるためには、自立的、継続的に発展できる地域産業が根つき、それが新たな雇用へとつながることが必要です。

このため、農林水産業や観光業の活性化を促進するとともに、産業間の連携を図り、各地域の資源や風土をいかした地域産業によって、活力が維持されるまちをめざします。

目標（４） 健康・福祉の志——人と命を大切にする

志摩市での暮らしをより豊かなものにするためには、住み慣れた地域社会の支え合いのなかで、いつまでもその人らしく輝きながら安心して暮らせることが求められます。

このため、子どもから高齢者まで、生涯にわたって心身ともに健康で生きがいを持てるまちをめざします。また、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、一人ひとりの人権が尊重され、だれもが社会の一員として等しく参画できるまちをめざします。

目標（５） 教育・文化の志——人を育て、ふるさとを誇る

志摩市の次代を築くのは、豊かな感性や創造性、郷土愛に満ちた人材です。

このため、生涯にわたって自ら学び、文化的な活動や伝統文化の継承、地域間交流や国際交流など、さまざまな交流体験を通じて次代を担う人材が育成されるまちをめざします。

目標（６） まちづくりの志——未来を拓く

地方分権が進むなかで、志摩市の未来を築くのは、適切な役割分担による市民と行政との協働のしくみと、自治の「志」です。

このため、住民自治活動の充実・強化を促進し、市民が主役となり、自分たちのことは自分たちで決定し、実行できる地域コミュニティをめざします。あわせて、質の高い効果的な行政サービスを提供することにより、市民と情報を共有しながら、自立できるまちをめざします。



2. 地域づくりの方針

志摩市の地域特性をいかし、かつ一体感ある発展に向けて、次の方針のもとでまちづくりを進めます。

方針（１） 市民一人ひとりが輝くまちづくり

きらりと輝くまちは、市民がいきいきと活動し、輝いています。

このため、市民一人ひとりが、志摩市の一員であるということを認識し、積極的に、まちづくりにかかわろうとする市民意識を高めるとともに、市民がまちづくりに参画しやすい環境づくりを進めます。

方針（２） 地域コミュニティが発展するまちづくり

志摩市全体が輝くには、自治会を主体とした地域コミュニティが、発展していくことが大切です。

このため、その地域に最も適した施策や事業を住民自らが選択し、自治会などと協働のもとで、それぞれの自然や生活文化、産業特性などをいかした地域づくりを実現します。

方針（３） 「志摩のちから」を発揮するまちづくり

市内の各地域の地域力が有機的につながり、融合し、新しいまちづくりに向けて「志摩のちから」を発揮することが大切です。

このため、各地域の連携や一体性を高めるための施策や事業を展開するとともに、より広域的な観点から、近隣市町との連携を強化します。

3 まちづくりの政策

1. 環境の志——自然とともに生きる

政策（１） 自然環境の保全

まち全体が伊勢志摩国立公園のなかに位置する地理的条件をいかし、将来にわたって美しく魅力的な自然のなかで暮らしつづけることができるまちをめざします。

このため、自然に対する市民や来訪者の意識を高めつつ、豊かな自然環境や特徴的な自然景観を維持します。

また、こうした恵まれた環境を「憩い、なごみの場」として活用します。

【施策項目】

- ◇自然保護・再生の推進
- ◇景観保全の推進
- ◇公園・緑地の整備



政策（２） 環境共生型社会の構築

環境負荷を低減し、持続的に発展することができる環境共生型のまちをめざします。

このため、環境に対する市民意識を高めるとともに、資源の再利用・再使用など、一人ひとりができることから取り組みを進めます。

あわせて、地球温暖化などの環境問題について、総合的、計画的な対策を推進します。

また、ごみの発生を抑えつつ、ごみやし尿、生活排水を適正に処理し、川や海の水質向上に努めます。

さらに、快適で安心な生活を支える基盤として、良質な水を安定的かつ効率的に供給します。

【施策項目】

- ◇ごみ処理、リサイクルの推進
- ◇環境保全対策の推進
- ◇上・下水道の整備
- ◇し尿処理の推進
- ◇斎場・火葬場の整備



2. 生活・安全の志——安全を保ち、快適に暮らす

政策（１） 災害・火災対策の推進

東海地震、東南海・南海地震をはじめとする、大規模な地震や津波、台風や集中豪雨などの自然災害や火災に、迅速かつ的確に対応できるまちをめざします。

このため、危険区域の監視体制の強化や建築物の耐震化に努めるとともに、避難地、避難路や防災拠点の整備を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

一方、火災や災害が発生した際にも、被害を最小限に抑えられるよう、消防力や救急救助体制の強化、緊急通信システムの整備や災害時要援護者対策の推進、復旧復興体制の構築などの備えを強化します。

あわせて、市民の防災意識を高め、地域で支え合う自主防災機能の向上を促進するとともに、関係機関との連携を強化することにより地域の防災力を高めます。

【施策項目】

- ◇消防・防災対策の推進
- ◇河川・海岸・砂防の整備

政策（２） 生活安全対策の推進

市民や警察、関係機関と連携し、交通事故や犯罪のない安全・安心なまちをめざします。

このため、交通事故や犯罪の発生を抑えるべく、交通安全施設や防犯施設などの環境整備を進めます。

さらに、交通安全マナーの啓発や連帯意識の強化、パトロール活動による犯罪の未然防止など、地域ぐるみでの安全啓発活動を促進します。

また、消費者ニーズに適応した情報の提供など、関係機関と連携し、消費者保護の支援に努めます。

【施策項目】

- ◇交通安全・防犯の推進
- ◇消費者保護の推進

政策（３） 居住環境の整備

志摩市全体の一体感ある発展により、良好な都市環境、魅力的な都市空間を形成し、安全で快適に暮らせる住環境づくりをめざします。

このため、長期的な視点に立って、土地の実態把握を行いつつ、志摩市らしい景観に配慮した計画的な土地利用を進めます。

また、ニーズに応じた公営住宅の活用や良質な住宅を確保するとともに、住宅の耐震化などを進めます。

【施策項目】

- ◇計画的な土地利用、まちづくりの推進
- ◇良質な住宅の整備

政策（４） 交通体系の整備

日常生活の利便性や地域経済の発展を支え、志摩市としての一体感を一層高めるとともに、だれもが快適に市内を移動できるまちをめざします。

このため、広域幹線道路および生活道路の体系的な整備を進めるとともに、観光面に配慮しながら、鉄道、バス、航路の総合的な公共交通体系を構築します。

あわせて、ユニバーサルデザインや沿道整備など、道路・交通環境の質を高めます。

【施策項目】

- ◇道路網の整備・充実
- ◇公共交通体系の充実
- ◇港湾機能の強化

政策（５） 離島地域の振興

離島の魅力を十分に発揮しながら、住民が生きがいを持ち、安心して暮らすことができる地域づくりをめざします。

このため、高齢者福祉をはじめとする市民サービスの向上を図り、安全対策を進めます。

また、産業振興による自立的な発展を支援します。

【施策項目】

- ◇離島地域の振興

3. 地域経済の志——まちを潤す

政策（１） 農林水産業の振興

地域の基幹産業として、自立的、継続的に発展できる農林水産業をめざします。

このため、農漁村の持つ多面的な機能の維持に向けて、漁場の整備や水産資源の管理、農地の有効利用と荒廃防止、森林の保全を進めます。

あわせて、生産基盤の整備を推進し、生産性の向上を図ります。

また、産業間の連携を図り、生産、加工、流通を一体的にとらえることにより、一次産品の高付加価値化に取り組むとともに、競争力のある経営体をつくるため、担い手の育成や新規参入しやすい環境づくりを促進します。

【施策項目】

◇水産業の振興

◇農林業の振興

政策（２） 商工業の振興

少子高齢化が進む地域社会においても地域の活力が維持されるよう、若者をはじめとする雇用の場づくりをめざします。

このため、新たな産業の創出を促進するべく、ベンチャービジネスやコミュニティビジネスなどの起業を支援します。

また、地域の商工業の活性化に向けて、農林水産業や観光業との連携を図りながら、個性ある商店街づくりを促進します。

【施策項目】

◇雇用の促進、新規産業の育成

◇商工業の振興



政策（３） 観光空間づくりの展開

市民ぐるみ、地域ぐるみで景観づくりやユニバーサルデザインに取り組むなど、他にない地域色を持った、質の高い観光空間づくりをめざします。

このため、多様な資源を結びあわせたエコツーリズムなどの体験型観光の展開に向けて、豊かな自然環境や美しく魅力的な景観、ならびに既存の観光資源や滞在機能をいかします。

あわせて、観光業のみならず、市民ぐるみで観光客を迎える「心からのおもてなし」を実践します。

また、観光ニーズに応えられる観光誘客策を展開するため、伊勢志摩地域全体の連携を図りながら、長期戦略的な取り組みを進めます。

さらに、長期滞在や週末居住などを促進し、定住化へとつなげます。

【施策項目】

◇観光の振興

◇観光拠点の整備

政策（４） 志摩ブランドの構築

志摩市の特徴的な素材を組みあわせて、志摩ブランドの構築をめざします。

このため、伊勢えびやあわび、ふぐ、カキ、真珠、メロン、いちごをはじめ、特産物をもとに志摩ブランドとして育成・振興するため、情報の受発信によって消費者ニーズを把握します。

また、農林水産業と商業、観光業との連携を図り、効率的な販売流通網の整備を進めます。

さらに、地域の産品を地域内で消費する地産地消を進めます。

あわせて、ブランドとしての品質を向上・保持するため、ブランド認証や品質管理のためのしくみをつくります。

一方、エコツーリズムなどにおいて、海産物、農産物などを「食」として提供するだけでなく、「食文化」をはじめ、地域に伝わる伝統的な生活文化をいかします。

【施策項目】

◇志摩ブランドの育成・振興

4. 健康・福祉の志——人と命を大切にする

政策（１） 健康づくりの推進

すべての市民が、生涯にわたって心身ともに健康で豊かに暮らせるまちをめざします。

このため、市民の健康寿命を伸ばすべく、健康に関する適切な情報提供や環境整備を図ります。

また、市民が主役の自主的な健康づくりを促進し、がんや心臓病、糖尿病といった生活習慣病などの予防を重視し、精神疾患などの予防・治療支援をはじめ、こころの健康づくりを進めます。

【施策項目】

◇健康づくりの推進

政策（２） 医療体制の充実

市民にとって安心できる医療体制を確保し、医療の質の向上をめざします。

このため、医師の確保や診療科目の充実に向けて、市立病院・診療所の経営基盤の改善・強化を図ります。

また、市立病院・診療所と県立病院、民間の医療機関との役割・機能の分担を図り、他の医療機関とのネットワークを強化するとともに、救急医療体制を整備します。

【施策項目】

◇地域医療・救急医療体制の充実



政策（３） 福祉の充実

高齢者や障がい者（児）を含むすべての市民が、地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加し、生きがいを持って、その人らしくいつまでも安心して暮らしていくことができる地域社会をめざします。

このため、市民と行政との協働による、だれもが暮らしやすい福祉のまちづくりを進めます。

あわせて、介護や支援を必要とする人に対し、介護予防や自立支援を重視しながら、一人ひとりのニーズに合わせて、在宅および施設でのサービスの充実を図ります。

また、保健予防等の充実や医療費の適正化に努め、健康保険事業の健全化を図ります。

さらに、年金の適切な受給に向けて、年金制度に対する市民意識を高めます。

【施策項目】

- ◇地域福祉の充実
- ◇高齢者福祉の充実
- ◇障がい者（児）福祉の充実
- ◇社会保障の充実

政策（４） 子育て支援の充実

少子化が進むなかでも、市民が安心して子どもを産み育てやすい地域社会をめざします。

このため、多様な子育てニーズに合った延長保育や一時保育、放課後児童クラブなどの保育サービスを提供します。

また、市民相互の支え合いによるファミリー・サポート・センターなどを展開します。

さらに、障がいのある子どもや虐待防止などに対する適切な相談体制、一人親家庭に対する相談・支援体制を含め、子どもを持つすべての家庭への子育て支援体制の充実を図ります。

【施策項目】

- ◇児童福祉の充実

政策（５） 人権の尊重

部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、真に人権が尊重されるまちをめざします。

このため、さまざまな場や機会を通じて人権啓発や人権教育を進めます。

また、地域、企業、行政の協働により、全市を挙げて人権施策を推進する体制を強化します。

【施策項目】

◇人権施策の推進

◇人権啓発の推進

◇人権教育の推進

政策（６） 男女共同参画社会の実現

男女が互いを尊重し、性別にかかわらず個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。

このため、地域、企業、行政の協働のもと、役割分担意識の改革や相談・支援のための計画的な取り組みを進めます。

【施策項目】

◇男女共同参画の推進



5. 教育・文化の志——人を育て、ふるさとを誇る

政策（１） 生涯学習・スポーツの推進

だれもが、時間や場所を問わず、生涯学習や生涯スポーツに気軽に参加できるまちをめざします。

このため、公民館や図書館、スポーツ施設の整備とともに、講座の充実や指導者の育成・確保といったハード・ソフト両面での環境づくりを進めます。

また、市民の主体的な活動を促進し、文化サークルやスポーツクラブなどの組織・体制づくりを支援します。

さらに、子どもたちが健やかに成長する環境をつくるため、子育てや健全育成活動を支援する人材や組織を育成し、子どもたちの自主的な活動を支え、地域の見守りを促進します。

あわせて、地域、家庭、学校が連携し、地域における教育力の向上を図ります。

【施策項目】

- ◇生涯学習の推進
- ◇生涯スポーツの振興
- ◇青少年健全育成の推進

政策（２） 学校教育の推進

子どもたちに学ぶことの楽しさを教え、考える力、生きる力を育み、学力の向上をめざします。あわせて、次代の志摩市を担う郷土愛に満ちた人材の育成をめざします。

このため、家庭や地域との連携を深めながら、郷土教育、国際理解教育、環境教育、人権教育、食育および地域産業と連携した体験学習など、特色があり質の高い教育を進めます。

また、市民の意見を踏まえて、地域の実情に即した学校再編を進めます。

さらに、耐震化やバリアフリー化および学校安全対策など、地域に開かれた学校づくりを進めるなかで安全・安心な教育環境をつくります。

【施策項目】

- ◇学校教育の推進

政策（３） 伝統・文化の振興

先人から受け継いできた、市内各地域の個性豊かな生活文化や伝統文化を保存・継承しながら、その効果的な活用をめざします。

このため、文化財などの保存と活用に向けた環境整備を進めるとともに、文化財の収集と管理に努めます。また、文化財の活用を通じた集客交流と市民活動の活性化および世代間交流の活発化を図ります。

さらに、市民の豊かな感性や創造性を育むため、芸術・文化活動の充実を図ります。

【施策項目】

- ◇伝統文化の保存・活用
- ◇地域文化の振興

政策（４） 交流の促進

市民が志摩市の伝統・文化などの特性を知り、まちの活性化をめざします。また、国際感覚に富んだ人づくりと国際社会に開かれたまちをめざします。

このため、さまざまなレベルでの地域間交流を促進します。

あわせて、大規模災害を想定した遠隔地との災害応援協定など、他地域との交流を図ります。

また、市民の一体感を高めるため、市内の地域間、組織間の交流を促進します。

さらに、国際交流を推進するとともに、在住外国人との共生を図り、コミュニティ活動などへの参画を促進します。

【施策項目】

- ◇地域間交流の展開
- ◇国際交流の展開

6. まちづくりの志——未来を拓く

政策（１） 行政サービスの向上

志摩市として、合併によるスケールメリットを最大限にいかし、地方分権が進展するなかで自立できるまちをめざします。

このため、行財政改革への取り組みを継続し、施設の統廃合や組織・機構の改善を図るとともに、事務事業を簡素化し、限られた財源の有効な配分を図ります。

また、多種多様な市民ニーズに的確に対応できる職員能力の向上を図ります。

あわせて、市民が不便を感じることもないよう、窓口サービスの充実に努め、質の高い行政サービスを効果的に提供します。

一方、新時代の行政需要に応えるため、防災上の重要拠点ともなる新たな庁舎整備に努めます。

あわせて、本庁と支所の機能分担の見直しを行い、効果的で効率的な行政のしくみを構築します。

さらに、市町村の再編にともなう県と市との役割分担の変化を見据えて、広域行政を展開します。

【施策項目】

- ◇行政改革の推進
- ◇行政サービスの向上
- ◇財政の健全化
- ◇庁舎整備の推進
- ◇広域行政の展開

政策（２） 情報化の推進

高度情報化に対応した生活利便性の高いまちをつくとともに、市民サービスの向上をめざします。

このため、市民にとって利用しやすい情報ネットワークを構築し、電子庁舎化を推進します。

また、情報セキュリティ対策や個人情報の保護に十分配慮しながら、多方面にわたる情報技術の活用を進めます。

【施策項目】

- ◇情報化の推進

政策（３） 市民に開かれたまちづくり

市民の視点に立った、わかりやすい行政を進め、市民主体のまちをめざします。

このため、行政情報を市民が手軽に入手できるよう、さまざまな媒体を通じて行政情報の提供を行います。

また、市民の声を反映した行政運営を進めるため、市民と協働でまちづくりを進めるしくみを確立します。

さらに、自治会、NPOやまちづくりグループなどによる個性豊かな市民活動や、まちづくりを積極的に支援します。

【施策項目】

- ◇行政情報の提供
- ◇まちづくりへの市民参画
- ◇市民活動の活性化支援

政策（４） 住民自治基盤の強化

地域のことは地域で決定し、実行し、課題を解決することができる、自立的なまちをめざします。

このため、住民自治の意識を高めるとともに、自治のしくみを定める「まちづくり基本条例」の制定に向けて取り組みます。

また、自治会などの充実・強化を図り、さらに多様な組織の参画による自立的な地域コミュニティの体制づくりを進めます。

【施策項目】

- ◇住民自治基盤の強化

後期基本計画



今後、本市が重点的に取り組んでいくこと

新しい里海創生によるまちづくり

里海（さとうみ）って、なに？

里海とは、「ひとの暮らしと自然の営みが密接につながっている海のこと」です。

本市は古くから「御食つ国（みけつくに）」と呼ばれるほど豊かな水産資源に恵まれており、私たちは漁業や真珠養殖など、海の恵みを利用して生活してきました。でも私たちは、単に海の恩恵を受けてただけではありません。田畑や日常の生活の中から、栄養を含んだ水が海に流れ込み、多くの生き物を育んできた結果、人と海との共存関係が保たれてきました。

持続的に海の恵みを利用するためには、こうした共存関係を維持することが必要なのです。



人と海とが共存する「里海」を維持するためには…

●海の生き物とのつながりについて考えよう

私たちが食べる魚や貝は、食物連鎖の環の中で多くの生き物とつながっています。このつながりのバランスが崩れないように、海的环境保全や漁業の資源管理に取り組むことが必要です。

●森から海につながる水環境を保全しよう

森や里地に降った雨は、川を通じて海に流れていきます。こうした水環境が健全でなければ、豊かな里海を育むことはできません。海には関係のないように思える森や里地の水環境を保全することが里海づくりには大切です。

「稼げる!」「学べる!」「遊べる!」 新しい里海をめざして…

かつての里海は、水産業や農業を中心とする産業と海の自然環境の共存関係、つまり人と海とのバランスが保たれている沿岸域でした。しかし現在では、生活様式が大きく変わり、水産業や農業以外に観光業やレクリエーションなど、さまざまな形で沿岸域が利用されるようになったことから、このバランスが保てなくなっています。

こうした変化に対応し、新たな人と海とのバランス^{イコール}＝「新しい里海」を創生していくため、沿岸域が一体となった総合的管理の取り組みを進める必要があります。



新たな人と海とのバランス＝「新しい里海」を創生していくためには…

●稼げる里海（産業里海）とは？

多くの水産物が水揚げされるとともに、自然体験などの観光利用により、大きな利益を得ることができる豊かな沿岸域のことです。

●学べる里海（教育里海）とは？

自然を大切にすると人材育成のために環境学習は重要です。豊かな生態系を持つ干潟や藻場は、環境学習の場として活用できる貴重な沿岸域となります。

●遊べる里海（観光里海）とは？

水産業や観光業のほかに、潮干狩りや海水浴など市民の憩いの場としても活用することができる楽しい沿岸域のことです。



●沿岸域の総合的管理を進めるための主な取り組み

- 「新しい里海」創生基本計画（仮称）を策定します。
 - ・計画の策定および目標の設定
- 沿岸域の保全を図ります。
 - ・生物多様性の高い干潟、藻場の再生など
- 生活排水対策の推進を図ります。
 - ・合併処理浄化槽の普及、下水道の接続率の向上など
- 美しい景観の保全に努めます。
 - ・人々の暮らしと一体となった里海にふさわしい景観の保全、活用
- 農林水産業、観光業の振興を図ります。
 - ・環境と調和した農林水産業の振興
 - ・一次産業の活性化、自然学校、ビジターセンターとの連携
- 志摩ブランドの創出を図ります。
 - ・地域全体のブランド化など
- 地産地消（食）の推進を図ります。
 - ・学校給食、宿泊施設、飲食店などでの積極的な活用
- 環境教育の推進を図ります。
 - ・沿岸域を活用した体験学習の推進など

市民とともに進めるまちづくり

市民一人ひとりがまちづくりの多くの場面で主役として活躍できる市民とともに進めるまちづくりをめざし、「志摩市まちづくり基本条例」の理念などを踏まえながら、協働のしくみを構築します。

（１）住民自治の育成

地域の力をこれからもまちづくりにいかすことができるよう、住民自治の意識を高めるとともに、住民自治活動の実践に向け、地域内でのさまざまな市民組織のネットワーク化を図れるよう努めます。

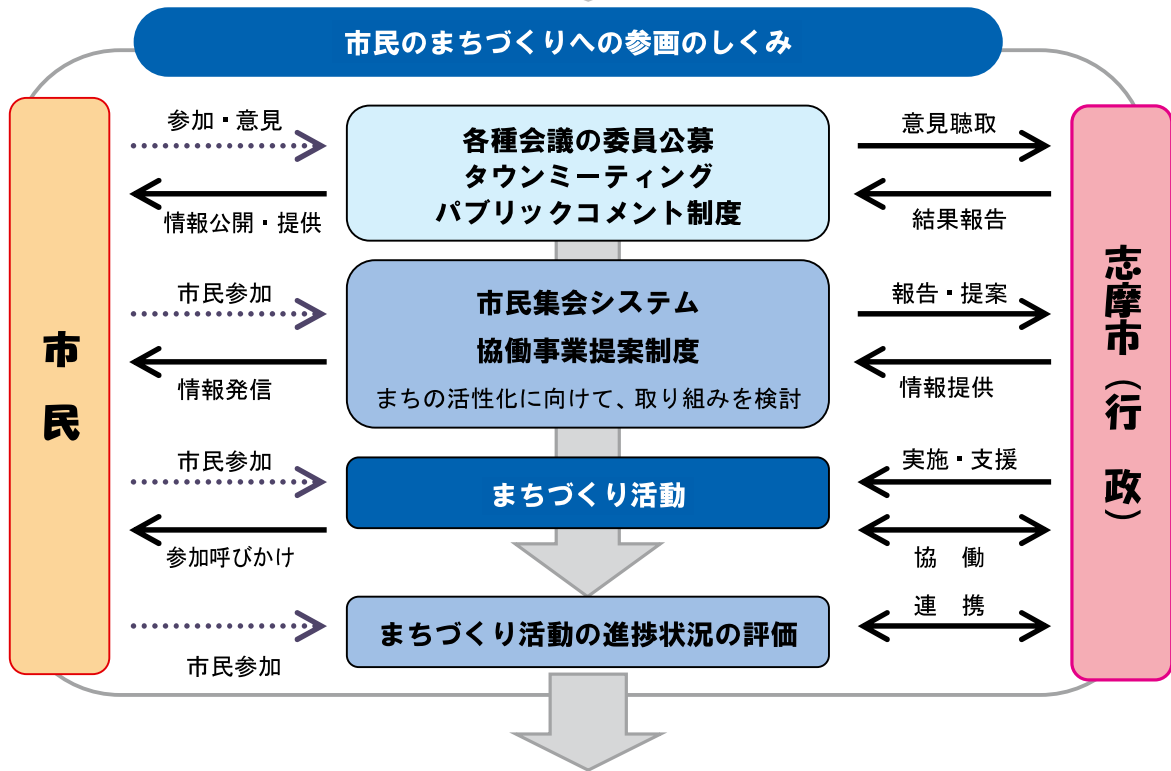
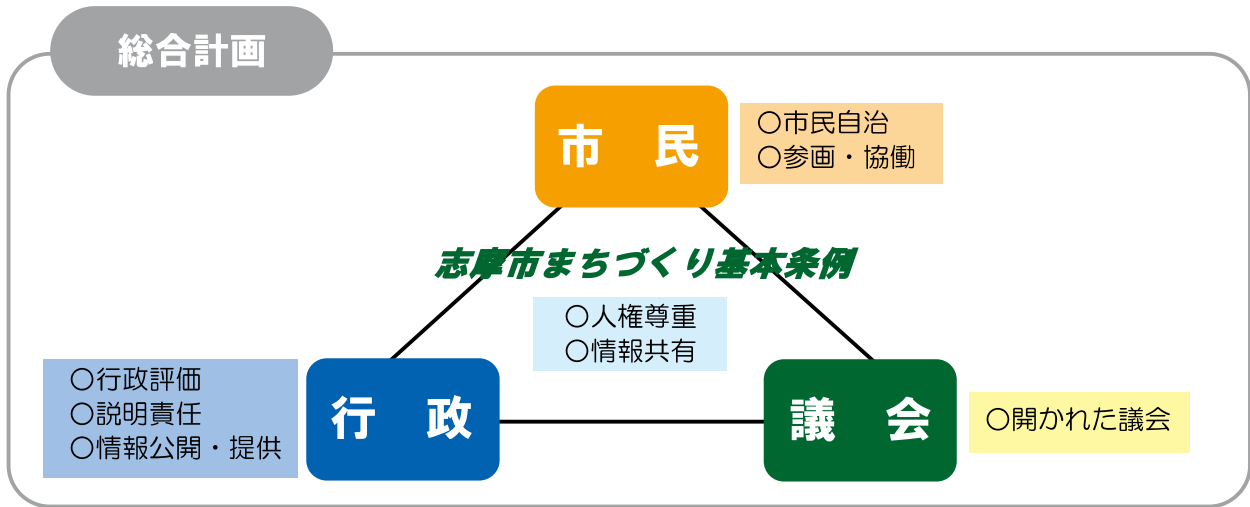
（２）市民による政策形成や市政への参画・協働

市民に開かれたまちづくりを進めるため、情報公開を積極的に行うとともに、「市民集会システム」や「協働事業提案制度」などを通じて、市民参画を促進し、協働によるまちづくりを進めます。

■協働の概念



■市民とともに進めるまちづくりのしくみ



協働による持続的なまちづくり活動の展開



基本計画 計画書の見方

【基本方針】

後期5年間に、めざす方向性と進める施策の方針を示しています。

【今後の取り組み（行政の取り組み）】

課題の解決に向けて、後期5年間に、行政が進める施策内容を示しています。

【成果指標と目標値】

施策の達成状況を計るための指標を示しています。こうした指標を見据えて、計画の進捗を管理します。

〔2〕公共交通体系の充実

基本方針

生活交通の利便性を高めるため、バス路線や駅間結節の維持・確保に努めながら公共交通の整備を行うとともに、交通体系の改善を進めます。

現状と課題

- 市東部の路線、少子高齢化などにより利用者の減少傾向が続くバス路線をはじめとした公共交通機関は、路線の廃止や運行本数の削減が行われるなど、確保が困難な状況になっています。しかし、自ら交通手段を持たない高齢者や学生にとって、公共交通機関はなくてはならない移動手段であり、高齢者の健康や学校内通の側面による通学手段の確保の重要性など、今後ますますその役割は重要となってきています。また、公共交通機関は観光客にとって重要な移動手段であり、市民生活と観光の両面から交通体系のあり方について、総合的に検討する動きがあります。
- 本市では運行事業者への補助、廃止代替バスや予約運行型バスといった自主運行バスの運行を継続し、市民の日常生活に不可欠な移動手段の確保を図っています。また、人口減少と高齢化の著しい高齢化地域における観光の目的生活に不可欠な駅間結節の維持・確保のため、補助を行っています。今後も自主運行バスの継続や運行事業者への補助の継続等に関わる動きがあります。
- 平成22年3月に策定した若摩市生活交通計画に基づき、市民生活に不可欠な移動手段としてより効率的で効果的な公共交通を確保するため、地域・交通事業者・行政が一体となって、地域の実情に合った交通体系のあり方について検討を進める動きがあります。

■自主運行バス路線乗車人員の推移

（平成10月1日～平成21年3月31日、単位：人）

路線	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
志摩市バス	27,448	23,113	21,518	20,442	19,420
志摩市バス（予約型）	1,399	1,589	628	224	—
志摩市バス（予約型）	—	3,395	6,654	6,503	6,373
志摩市バス（予約型）	—	—	—	1,038	1,659
計	28,847	28,097	28,800	28,207	27,452

※1 志摩市バスは平成21年1月に廃止
 ※2 志摩市バスは平成10年4月から自主運行・平成21年1月に廃止
 ※3 志摩市バス（予約型）は平成21年1月から運行開始

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（目標値）
廃止代替バス（志摩市バス）の利用者数	20,442人/年	21,000人/年
自主運行バス（志摩市バス）の利用者数	1,350人/年	1,400人/年
志摩市バス（予約型）の利用者数	40,685人/年	41,000人/年
バスサボーター会員登録数（累計）	292人	500人

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①公共交通網の整備	1-1 バス路線の維持・確保 ・運行事業者に対する補助、自主運行バスの運行の継続に努めます。 ・バスサボーター制度を活用し、バスの社会的役割の重要性や利用促進についての啓発を行います。 1-2 駅間結節の維持・確保 ・運行事業者に対する補助の継続に努めるとともに、代替手段導入の促進を図る検討を行います。また、駅間結節の維持に努めます。 1-3 観光と観光客の確保・連携 ・利用者の利便性向上のため、観光と連携・連携し、シャトルバス等各種観光二次交通として検討します。	企画政策課 建設整備課 観光政策課
②交通体系の改善	2-1 効果的で効果的な交通体系の構築 ・若摩市生活交通計画に基づき、地域の実情にあったより効率的で効果的な公共交通を確保できるよう、関係機関との連携を行い、検討を進めます。	企画政策課

ワークショップからの意見

- 施策・施策の進捗確認
- 公共交通体系の利便性を高めよう
- 地域による取り組み
- 観光客を多く見よう

【各種関連資料】

各分野の現状と課題に関する数値データ等の関連資料を参考に示しています。

【現状と課題】

本市におけるこれまでの取り組みや市の現状、今後の課題を示しています。

【ワークショップからの意見】

ワークショップの際に話し合われた内容を「市民・地域の取り組み」「協働による取り組み」として参考に示しています。